

無線設備規則検査要領

無線設備規則検査要領

2018年 第2回 一部改正

2018年10月25日 達 第78号

2018年1月31日 技術委員会 審議

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

2018年10月25日 達 第78号
無線設備規則検査要領の一部を改正する達

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.1 一般

1.1.4 を次のように改める。

1.1.4 無線設備の施設の免除

規則 ~~1.1.34~~ に規定する「本会が適当と認める場合」とは、主管庁により施設の免除が認められる場合をいう。

附 則

1. この達は、2019年4月25日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。